

## 青森県教育委員会第808回定例会会議録

- 1 期 日 平成28年5月11日（水）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後2時14分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
  - 議案第1号 県立特別支援学校の設置について・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第2号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第3号 平成28年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第4号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定
  - 議案第5号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について・・・・・・原案決定
  - そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について
  - そ の 他 職員の懲戒処分の状況
- 6 出席者等
  - ・出席者の氏名  
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
  - ・説明のために出席した者の職  
平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策  
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教  
育改革推進室長
  - ・会議録署名委員  
野澤委員、中沢委員
  - ・書記  
小館孝浩、中館大輔

## 7 議 事

### 議案第 1 号 県立特別支援学校の設置について

(和嶋学校教育課長)

平成 22 年 7 月に策定した青森県立特別支援学校教育推進プラン及び平成 25 年 9 月に策定した同プラン後期実施計画を踏まえ、青森県立八戸第二養護学校の教育環境上の課題を改善するため、高等部を単独校として分離独立させ、新たに八戸市に特別支援学校を設置することを提案するものである。

名称案は、青森県立八戸高等支援学校とし、旧八戸南高等学校の敷地である、八戸市大字鮫町に設置したいと考えている。

開設の時期は、平成 29 年 4 月 1 日としており、当該特別支援学校の設置及び名称については、今後、青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を県議会へ提案し、その議決により決定する。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定する。

### 議案第 2 号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

(村元職員福利課長)

この度の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、処分に対する審査請求があった場合には、原則として審理員による審理や第三者機関の諮問及び答申を経て裁決することとなったが、教育委員会においては、教育委員会会議での議決によりそれらの手続が不要であることが法で規定されていることから、審査請求に対する裁決に関する事務について、教育長に委任しない事務とするものである。この規則は、公布の日から施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第 2 号は原案のとおり決定する。

### 議案第 3 号 平成 28 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(和嶋学校教育課長)

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により 17 名の委員で構成し、毎年選任することになっているため、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。任期については、第 1 回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成 28 年 5 月 17 日から平成 28 年 8 月 31 日までとしている。

なお、今年度は、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で平成 29 年度において使用する学校教育法附則第 9 条図書の採択を行うこととなっている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成 28 年 8 月 31 日までに終わることとなっていることから、9 月 1 日に県教育委員会のホームページにて公表する予定である。

(野澤委員)

教科用図書の出版社からのアプローチのことで問題になっているため、審議会の委員には原理原則を忘れないようお願いしたい。

(豊川委員長)

女性委員の比率をもう少し増やせないのか。

(和嶋学校教育課長)

昨年度より女性委員を1名増やしている。ご意見を踏まえ、女性委員を増やすよう考えていきたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第3号は原案のとおり決定する。

#### 議案第4号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(児玉生涯学習課長)

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例の規定に基づき設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が平成28年5月12日をもって満了するため、新たに10名の委員を任命するものである。委員は、同条例第2条により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされている。

今回任命する委員のうち、新任は、西山康巳氏、幸山朋人氏、若佐谷昭人氏、寺田さゆり氏、久保田ひろみ氏、櫻田泰弘氏の6名で、前田敏子氏ほか3名は再任である。

なお、寺田さゆり氏、小笠原秀樹氏は、公募により選考した委員である。

また、委員の任期は、平成28年5月13日から平成30年5月12日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、議案第4号は原案のとおり決定する。

#### 議案第5号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(増田文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の任期が平成28年5月12日をもって満了となるため、委員4名を任命するものである。委員4名のうち、杉本孝氏は再任することとし、新たに竹内正光氏ほか2名を任命するものである。

なお、委員の任期は、平成28年5月13日から平成30年5月12日までの2年間である。

(野澤委員)

学識経験や知識の蓄積がないと若い人をなかなか委員に任命できないと思うが、今回若い人を任命しているので、大変よろしいと思う。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第5号は原案のとおり決定する。

## その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について

（平野次長）

県立高等学校教育改革については、平成30年度以降の県立高等学校の在り方を検討するため、平成26年6月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校将来構想検討会議」を設置し、約1年半に渡る審議を経て、本年1月に答申を受けている。

本答申に対して、地区懇談会や意見募集等により県民の皆様からいただいた御意見を参考にするとともに、教育庁内に設置の高等学校教育改革庁内検討委員会において、高等学校教育改革次期計画策定に向けた検討を重ね、今般、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針案をとりまとめたので、その概要を説明する。

なお、本基本方針案については、今後、地区懇談会やパブリック・コメントにより県民から広く御意見を伺うとともに、教育委員会会議において検討を重ねていただき、8月の決定を目指している。

別紙資料1が基本方針案の本文となっているが、その概要を別紙資料2としてまとめているので御覧いただきたい。

まず、次期計画の名称については、「青森県立高等学校教育改革推進計画」とした。

次に、「第1計画策定の趣旨」については、「背景」として、①のグローバル化等の社会の急速な変化や、②の高大接続改革等高校教育を巡る環境の変化がある。また、本県においては、③にあるように高校等進学率が99%に達し、生徒の進路志望等が多様化している。さらに、④のグラフにあるように、平成29年3月から39年3月までの10年間で約3,100人の中学校卒業予定者数の減少が見込まれている。

このような中、本県の未来を担う人財を育成するため、生徒一人一人に「生きる力」を育むとともに、本県の生徒には、特に、「逞しい心」、「学校から社会への円滑な移行に必要な力」、「本県の未来を力強く支えようとする心」を育む。また、全ての高校において、本県の未来を担う人財として、「地域を支える人財」、「社会を牽引する人財」、「産業の発展に貢献する人財」を育成する。

これらの人財を育成するため、計画策定の考え方を3点示している。

①として、充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮の二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組む。

②として、一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、県全体が一丸となって高校教育を推進する「オール青森」の視点により取り組む。

③として、市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、計画を策定する。

これらの考え方を踏まえ、計画策定の視点としては、①の「学校・学科の充実」、②の「計画的な学校規模・配置」、③の「魅力ある高校づくり」、④の「県民の理解と協力の下での計画策定」の4点を挙げている。

次に、計画の構成であるが、平成30年度からおおむね10年間の基本的な考え方を示す「基本方針」と、5年ごとの各地区の具体的な学校配置等を示す「実施計画」とで構成することとしている。

2頁の上段の「第2学校・学科の充実」では、「共通」の欄にあるように、全ての高校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実践する。

その下の「教育環境・各学科の充実」では、普通科等において、今後求められる人財の

育成に向けた特色ある教育活動として、例えば下の※3にあるような選抜性の高い大学への進学に対応した取組、グローバル教育や理数教育等の特定分野の学習の先進的な取組等の中核的な役割を担う高校を重点校とし、各高校が連携して、県全体の普通科等の質の確保・向上を図る。

右隣の「職業教育を主とする専門学科」では、農業科・工業科・商業科において、各学科の専門科目を幅広く学ぶとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高校を拠点校とし、各高校が連携して、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図る。

また、一番右側にある「定時制・通信制課程の方向性」では、様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、支援体制の整備等、教育環境の充実を図る。

次に、「第3学校規模・配置の方向性」では、高校教育を受ける機会の確保として、「幅広い進路選択に対応する高校」、「選抜性の高い大学への進学に対応する高校」、「実践的な職業教育に対応する高校」等を配置し、中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保するとともに、通学環境に配慮する。

充実した教育環境の整備として、一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図るため、1学年当たりの学級数について、基本となる学校は4学級以上、重点校は6学級以上、拠点校は一つの専門学科で4学級以上を標準とする。

次に、左下の学校配置の方向性のうち、学校配置の考え方については、①として、学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、中学生のニーズ等に対応しながら計画的な学校配置を進める。

②として、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討する。

③として、計画的な学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮する。

④として、重点校を各地区に配置するとともに、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置する。

⑤の地域校、答申では通学環境に配慮して配置する高校とされていた学校については、地域における通学状況を考慮した上で配置する。

矢印の右側の「計画的な学校配置に向けた取組」としては、地区意見交換会（仮称）を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定する。また、計画的な統合を行う場合には、開設準備委員会（仮称）を設置し、統合校の新たな名称等について検討する。

3頁に移り、2頁で御説明した学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる場合は、地域校として配置する。

この「高校への通学が困難な地域」については、通学可能な公共交通機関が存在するかという路線の整備状況、早朝、おおむね午前6時以前にバス等に乗車しなければならないかという利用時間帯、片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるかという利用時間といった公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断する。

地域校への対応として、本計画において地域校とする2学級規模の高校については、入学者数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級募集とする。1学級規模の地域校については、④にあるように、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、募集停止等に向け市町村等と協議を行う。

なお、協議を経て募集停止等となった場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討する。

定時制・通信制課程の配置の方向性としては、現在の配置の考え方を基本としている。

4頁の「第4 魅力ある高等学校づくり」では、学校・家庭・地域等との連携の推進や教育活動の充実に向けた取組について、方向性を示している。

最後に、「第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進」では、県民に幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組むことなどを示している。

なお、今後は、別紙資料3にあるように、パブリックコメントや地区懇談会における意見等を踏まえながら、8月の基本方針の決定、来年度の実施計画策定に向け、引き続き、検討を重ねて参りたい。

(豊川委員長)

只今、基本方針案全体について説明を受けたが、内容が多岐にわたるので、複数回に分けて検討したい。本日は、主に「第1 計画策定の趣旨」に関して、意見、質問があれば発言願いたい。

(杉澤委員)

本計画は、名称を「青森県立高等学校教育改革推進計画」とし、基本方針と実施計画による構成としているが、その理由は何か。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

社会の変化や生徒数の急激な減少に対応しながら生徒の夢や志の実現に向けた高校教育を実現するため、今回、改めて有識者による青森県立高等学校将来構想検討会議を設置し、平成30年度以降の県立高校の在り方について検討いただいたところである。

この検討会議からの答申を踏まえ、これまで取り組んできた高校教育改革について、中・長期的な展望を持って推進するため、「青森県立高等学校教育改革推進計画」とした。

計画の構成については、平成20年策定の第3次実施計画では、基本的な考え方と具体的な実施計画を同時に示したが、検討会議から、具体的な実施計画を策定する前に地域の意見を聞く必要があるとの提言が示されたこと等を踏まえ、地区意見交換会において具体的な学校配置等に関する御意見をいただいた上で実施計画を策定することとした。

また、実施計画の策定に当たっては、志願・入学状況、地区の中学校卒業予定者数及び今後の入学見込み者数等を踏まえる必要があることから、おおむね10年間を期間とする基本方針とは別に、5年間を期間とする実施計画を策定することとした。

(中沢委員)

青森県立高等学校将来構想検討会議から出された答申と基本方針案はどのような関係か。また、答申に対する意見がどのように反映されているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

本基本方針案は、検討会議からの答申及び県民から寄せられた意見やこれまでの計画の課題等を踏まえ、平成30年度以降の県立高校における基本理念や学校・学科の充実、学校規模・配置等の基本的な方向性を示したものである。

この中では、答申で提言されている「通学環境に配慮して配置する高等学校」を判断する考え方や、そのような高校の募集停止を検討する基準等を具体的に示している。

また、第3次実施計画【後期】において、次期計画で検討することとしていた1学級規

模の学校の方向性について示している。

なお、答申の項目のうち、各地区の学校配置の方向性については、来年度策定予定の実施計画において具体化することとしている。

答申に対しては、重点校や拠点校について、より詳しい説明を求める意見が複数あったことから、重点校・拠点校の連携の在り方について、記載内容を追加している。

また、通学環境に配慮し配置する高校の募集停止基準を明らかにすべきという意見があったことから、基準を明記している。

このほか、既に答申に記載されている内容と同一の意見や、個別の高校に関する要望等、実施計画の策定段階や実施段階に関わる意見が多くあったが、これらの意見については今後の参考とする。

(中沢委員)

地区懇談会などで地域の人達と接する機会があると思うが、未来ある子どもたちの希望につながるよう前向きに意見を反映していることをしっかり伝えていただきたい。

(野澤委員)

懇談会やパブリックコメントを進めていくことになるが、どのような意見が出ているのかが気になる。情報提供をお願いしたいと思うが、事務方はどのように考えているのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

本日の基本方針案公表後、5月12日から6月10日までの30日間、パブリック・コメントを実施するとともに、県内6地区において地区懇談会を開催し、より多くの県民の方々から御意見を伺うこととしている。いただいた意見については、今後の教育委員会定例会で報告し、毎月検討を重ねていくこととしている。

加えて、市町村等の要請に応じて説明会を開催する旨、先日の市町村教育委員会教育長会議において周知したところである。

(町田委員)

基本方針は、学ぶ生徒にとって一番よい環境づくりのために定めるものであり、このままの体制では何ができなくなるのか、統廃合になるとどう良くなっていくのかを具体的に示し、丁寧に説明していく必要がある。そこで、基本方針においては、「連携」という言葉が非常に多く見られるが、基本方針の方向性をどのように具現化していくのか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

生徒の進路志望の多様化や生徒数の減少への対応が必要となる中、これまでのように一つの高校が単独で充実した教育活動を実施することが困難になることも予想される。計画の推進に当たっては、このような状況を各学校と共有し、協力しながら、効果的な取組について検討を重ねていく。

また、重点校、拠点校、地域校については、基本方針決定後に試案という形で示した上で、地区意見交換会において各地区の具体的な学校配置に関する意見を伺い、実施計画において決定することとしている。

このほか、基本方針で方向性を示している事項については、基本方針の考え方にに基づき、具体的な事業等に取り組んでいく。

(野澤委員)

重点校、拠点校、地域校という言葉があるが、県民には丁寧に説明する必要がある。この点についてはいかがか。

(教育長)

前回の改革では、県教委の考え方として基本構想と実施計画を同時に示したが、将来構想検討会議からは、県民の意見を反映できるような仕組みを考えて欲しいという提言があり、今回、基本方針を先に示したものである。基本方針を示して県民から意見を伺い、それをもとに実施計画を作成してまた意見を伺うという、意見を反映しやすい仕組みで進めていきたい。

学校規模が小さくなるとどういった難しい面があって、この計画にするとどのようなことが可能になるのかなど、具体的なことを地区懇談会では説明していきたい。一般論ではわかるが、自分の子の場合にはこうだなど、それぞれの観点をお持ちであるため、皆さんの意見をよく聞いて、合意できる、理解してもらえる計画にしていきたい。

(豊川委員長)

基本方針案の意義はどのようなものか。

(佐藤高等学校教育改革推進室長)

資料の「はじめに」にあるように、本計画は、将来、高校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境をいかに良いものとするかということが根底にある。このような教育環境の実現のため、基本方針案の3ページにある「充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮」「『オール青森』の視点による取組」「県民の理解と協力の下での計画策定」の3点を本計画策定の考え方とし、この考え方にに基づき、平成30年度以降の県立高校の在り方について基本的な方向性を示したものが基本方針案となる。

(豊川委員長)

本日は、主に「第1計画策定の趣旨」について検討したため、次回の定例会では、引き続き「第2学校・学科の充実」について検討したい。

## その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

4月に行った懲戒処分の状況は以下のとおり。何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。